

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県農業改良資金貸付規則
- ◇告示 鳥取県農業改良資金貸付基準
- 鳥取県農業改良資金貸付規程の廃止

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則をここに公布する。

昭和三十九年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県農業改良資金貸付規則

(この規則の趣旨)

第一条 農業者が農業経営又は農家生活の改善を目的として自主的に能率的な農業技術又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第三百一十一号)に基づき、県が農業者等に対して行なう技術導入資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の貸付けについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 農業者等 農業者及び農業者の組織する次に掲げる条件をあわせ有する団体をいう。

イ 農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。)の改良、農業生産又は農家生活の改善を共同で又は集団的に行なうことを目的として組織された団

体であつて、実体的活動を現に行なつてゐるものであること。

ロ 団体の規模が農業改良普及員、生活改良普及員又は直接農業者に接して蚕業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員の集団指導の対象として適当と考えられる規模のものであること。

ハ 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に關する定めを有すること。

二 技術導入資金 農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術の導入に必要な資金をいう。

三 農家生活改善資金 農家生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金をいう。

四 農業後継者育成資金 農業後継者たる農村青少年が一の区分された農業部門の経営を自ら行なう等の

方法により、近代的な農業経営の担当者として必要な農業の技術又は経営方法を实地に習得するのに必要な資金をいう。

五 農業改良資金 技術導入資金、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金をいう。

(農業改良資金の貸付け)
第三条 県は、予算の範囲内において、農業者等に対し、農業改良資金の全部又は一部を貸し付けるものとする。(農業改良資金の種類等)

第四条 技術導入資金の種類は、別表第二の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る貸付金の一農業者等との限度額は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる標準事業費に基づいて算定した額の百分の七十とし、当該資金に係る貸付金の償還期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 農家生活改善資金の種類は、別表第二の上欄に掲げ

るとおりとし、当該資金に係る貸付金の一農業者等との限度額は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る貸付金の償還期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3 農業後継者育成資金の種類は、別表第三の上欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る貸付金の一農業者等ごとの限度額は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、当該資金に係る貸付金の償還期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(貸付金の利率)
第五条 農業改良資金に係る貸付金(以下「貸付金」という。)は、無利子とする。

(貸付金の償還方法)
第六条 貸付金の償還は、均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者が農業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによつて受益する者が当該団体の連帯保証人となるものとする。

(貸付けの申請)

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農業改良資金貸付申請書(第一号様式)に、事業計画書(第二号様式)及び貸付けを受けようとする者が農業者の組織する団体の場合は団体の概要(第三号様式)を添え、正副二通をその者の住所又は事務所の所在地をその地区内に含む農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせて行なう農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)の長を経由して地方農林振興局長に提出するものとする。ただし、農業協同組合の長を経由する

ことができない者は、当該申請者の住所又は事務所の所在地をその区域内に含む市町村の長を経由して地方農林振興局長に提出するものとする。

2 前項本文の規定により貸付申請書を受けとつた農業協同組合の長は、金融上の意見を記載し、正を当該農業協同組合の地区を含む市町村長に、副を当該農業協同組合の地区を含む区域をその担当地区とする農業改良普及所長又は蚕業指導所長に送付するものとし、前項ただし書の規定により貸付申請書を受けとつた市町村の長は、副を当該市町村の区域をその担当地区とする農業改良普及所長又は蚕業指導所長に送付するものとする。

3 第一項ただし書又は前項の規定により貸付申請書を受けとつた市町村の長及び前項の規定により貸付申請書の送付を受けた農業改良普及所長又は蚕業指導所長は、それぞれ当該市町村の農業振興上の意見又は農業の普及指導上の意見を貸付申請書に記載し、地方農林振興局長に送付するものとする。

(貸付けを行なう場合)

第九条 技術導入資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者。以下この条において同じ。)が申請に係る技術導入資金をもつて能率的な農業の技術を導入することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業の技術を導入することが必要であると認められる場合に限り行なうものとする。

2 農家生活改善資金の貸付けは、その申請者が申請に係る農家生活改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその農家生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り行なうものとする。

3 農業後継者育成資金の貸付けは、その申請者が申請に係る農業後継者育成資金をもつて農業の技術又は経営方法を実地に習得することにより近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者として育成される見込み

がある場合に限り行なうものとする。

(貸付けの決定)

第十条 地方農林振興局長は、農業改良資金貸付申請書の提出を受けたときは、すみやかに第八条第二項及び第三項の意見を参考として前条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行なうことが適当であると認められたときは、貸付けの決定を行なうものとする。

2 地方農林振興局長は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、農業改良資金貸付決定通知書(第四号様式)を貸付金貸付申請者に交付するとともにその旨を農業改良資金貸付決定連絡書(第五号様式)により関係市町村の長に通知するものとし、貸付けをしないうと決定したときは、その旨を貸付金貸付申請者及び関係市町村の長に通知するものとする。

(借用証書)

第十一条 貸付金貸付申請者は、前条第二項の貸付決定通知書を受けとつた場合は、農業改良資金借用証書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(一時償還)

第十二条 県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第四条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
二 償還金の支払を怠つたとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払猶予)

第十三条 県は、次の各号に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難と認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

一 災害
二 貸付金の貸付けを受けた者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)又はその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負

傷

(支払猶予の申請)

第十四条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、農業改良資金償還金支払猶予申請書(第七号様式)に支払の猶予を必要とする事実を証明する書類を添え、正副二通を償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第十五条 知事は、前条の規定により農業改良資金償還金支払猶予申請書の提出を受けたときは、すみやかにこれを審査し、償還金の支払の猶予をすることが適当であると認めたとときは、償還金の支払の猶予の決定を行なうものとする。

2 前項の規定により償還金の支払の猶予の決定をしたときは、農業改良資金償還金支払猶予決定書(第八号様式)を償還金支払猶予申請者に交付し、かつ、その旨を農業改良資金償還金支払猶予決定連絡書(第九号

様式)により関係市町村の長に通知するものとし、猶予しないと決定したときは、その旨を償還金支払猶予申請者及び関係市町村の長に通知するものとする。

(違約金)

第十六条 県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第十二条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額百円につき一日三銭四厘の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十七条 県は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立に関する事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託するものとする。

(知事が定める貸付対象等)

第十八条 貸付金に係る貸付対象、貸付けの相手方、標準事業費の内訳、貸付申請時期及び貸付決定時期は、資金の種類ごとに知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一

技術導入資金の種類	標準事業費	償還期間
一 大形ビニール栽培資金 野菜又は草花の不時栽培(特別の保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう。以下同じ。)を行なうための施設を設置するために必要な資材の購入に要する資金	耕地一〇アールにつき 二〇〇,〇〇〇円	二年以内
二 鶏ケージ飼育資金 卵用鶏のケージ飼育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	卵用鶏一羽につき 二〇〇円	二年以内
三 土じよう線虫防除促進資金 畑地において土じよう線虫を防除するために必要な資材の購入に要する資金	畑一〇アールにつき 三,〇〇〇円	二年以内
四 秋落水田等改良資金 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	貸付けのつ度決定する。	三年以内
五 桑園改植資金及び桑園集団化資金 桑園の改植若しくは桑園を集団化する場合の当該桑園の新植を行なうために必要な桑苗、桑園を集団化する場合の当該桑園の土じよう改良を行なうために必要な資材の購入に要する資金	桑園一〇アールにつき 桑園改植にあつては 九,〇〇〇円 桑園集団化にあつては 一三,七二五円	三年以内

六 チューリップ優良品種導入資金 チューリップの優良品種を導入するための優良種球の購入に要する資金	種球を植えるは場一〇アールにつき 国内産種球にあつては 一八〇、〇〇〇円 外国産種球にあつては 六二五、〇〇〇円	三年以内
七 園芸作物かん水技術改善資金 野菜又は草花の不時栽培を行なう場合に地表に配置した管の細孔から水を漏出させることによりかん水を行なうのに必要な資金	耕地 一〇アールにつき 八三、〇〇〇円	三年以内
八 屋外桑養育資金 (蚕(稚蚕を除く。))の屋外桑養育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	施設一セツトにつき 一〇一、五〇〇円	三年以内
九 露地ぶどう促成栽培資金 露地ぶどうの促成栽培を行なうための被覆施設を設置するのに必要な資材の購入に要する資金	樹園地 一〇アールにつき 一六〇、〇〇〇円	二年以内
十 くり優良品種導入資金 くりの優良品種を導入するための優良苗の購入に要する資金	樹園地 一〇アールにつき 四、二〇〇円	三年以内
十一 わさび新植資金 わさびの新産地造成のためにわさびの優良苗の購入に要する資金	畑 一〇アールにつき 一、二〇、〇〇〇円	三年以内
十二 輸出用球根養成(グラジオラス)資金 花(グラジオラス)の輸出用球根養成に必要な優良種球の購入に要する資金	種球を植えるは場 一〇アールにつき 七二、〇〇〇円	三年以内
十三 特殊還元土じよう改良資金 特殊還元土じよう改良事業において施用する物の購入に要する資金	貸付けのつ度決定する。	三年以内

別表 第二

農家生活改善資金の種類	貸付金の限度額	償還期間
一 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置で次に掲げるものを設置するために必要な資材の購入に要する資金	上欄の設備又は装置の区分に依り、それぞれの資材購入費の百分の七十に相当する額とし、その額がそれぞれこの欄の額をこえるときは、当該額とする。	
(一) 太陽熱利用温水装置	四〇、〇〇〇円	三年以内
(二) メタンガス発生装置	四〇、〇〇〇円	三年以内
(三) 改良便そ	二五、〇〇〇円	三年以内
(四) 壁ペーチカ	一〇、〇〇〇円	二年以内
(五) 地下食品貯蔵庫	一〇、〇〇〇円	二年以内
(六) 透明雪囲い	三〇、〇〇〇円	二年以内
二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行なう居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に要する資金	建築資材費(電気設備、水道設備等特定の工事人でなければ施工できない部分の工事費及び住居利用の改善上欠くことのできない家具類購入費を含む。)の百分の七十に相当する額とし、その額が五〇、〇〇〇円(住居の利用方式の改善のための工事のうち主要な部分を借受人が自ら行なう場合は、一〇〇、〇〇〇円)をこえるときは、当該額とする。	五年以内

別表 第三

- 三 家事共同化施設資金 家事の一部を共同して行なうために必要な施設の設置に要する資金
- (一) 共同炊事施設
- (二) 共同洗濯施設
- (三) 集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて多目的な用途に供されるもの

上欄の施設の区分に応じ、それぞれの建物工事費及び内部施設整備費の百分の七十に相当する額とし、その額がそれぞれこの欄の額をこえるときは、当該額とする。

五年以内
五年以内
五年以内

農業後継者育成資金の種類	貸付金の限度額	償還期間
--------------	---------	------

- 一 技術共同習得資金 農業後継者たる農村青少年が、共同して、次に掲げる要件のすべてに適合する農業の技術を習得するのに必要な資金
- (一) 所轄農業改良普及所の管轄区域内において、一般農家についての普及度が未だかなり低い状態にある技術であること。
- (二) 所轄農業改良普及所の管轄区域内において、技術の安定性、地域的な農業事情に対する適合性、経済的効果等からみて、将来広く普及する可能性があると認められる技術であること。
- (三) 分析的研究に基づき個別的技術でないこと。

六〇、〇〇〇円

三年以内

<p>(四) 当該地域における農業の生産性の向上又は選択的拡大に資すると見込まれる技術であること。</p> <p>(五) 総合的計画に基づき一連の技術の有機的な集合であること。</p> <p>二 部門経営開始資金 農業後継者たる農村青年が一の区分された農業部門の経営を開始するのに必要な資金</p>	<p>五〇〇、〇〇〇円</p>	<p>五年以内</p>
---	-----------------	-------------

00739

00738

第1号様式 (2)

農協受理	番号	第	号
	年月日	年	月 日
市町村受理	番号	第	号
	年月日	年	月 日

農業改良資金貸付申請書

資金の種類			
借り受けようとする金額	円		
借り受けようとする時期			
償還期限	年 月 日		
償還方法	支払期日	金額	
	第1回	年 月 日	円
	第2回	年 月 日	円
	第3回	年 月 日	円
	第4回	年 月 日	円
	第5回	年 月 日	円

鳥取県農業改良資金貸付規則第8条の規定に基づき、上記の農業改良資金を連帯して借り入れたく申請します。

年 月 日

地方農林振興局長 殿

住	所	氏	名	印

連帯保証人	住	所	氏	名	印

- (注) 1 この様式は、借受者が連帯して債務を負担する場合の様式である。
 2 「資金の種類」欄には、技術導入資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県農業改良資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。

第1号様式 (1)

農協受理	番号	第	号
	年月日	年	月 日
市町村受理	番号	第	号
	年月日	年	月 日

農業改良資金貸付申請書

資金の種類			
貸付申請者の氏名又は名称			
貸付申請者の住所			
借り受けようとする金額	円		
借り受けようとする時期			
償還期限	年 月 日		
償還方法	支払期日	金額	
	第1回	年 月 日	円
	第2回	年 月 日	円
	第3回	年 月 日	円
	第4回	年 月 日	円
	第5回	年 月 日	円

連帯保証人	保証額の限度	氏名	住所
			市 町 大字 番地
計			

鳥取県農業改良資金貸付規則第8条の規定に基づき、上記のとおり農業改良資金を借り入れたく申請します。

年 月 日

地方農林振興局長 殿

住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

- (注) 1 「資金の種類」欄には、技術導入資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県農業改良資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。
 2 貸付申請者が団体である場合は、本申請書に「団体の概要」(第3号様式)を添付して申請すること。

事業計画書

(技術導入資金)
 (農業後継者育成資金)
 (技術共同習得資金)

第2号様式(1)

1 総括表

借受者氏名 又は名称	施行予 定時期	実 施 面 積	資材の 種 類	資材量	資 材 単 価	資材購入 費の総額	購入費総 額の70%	備 考
	月 旬	アール			円	円	円	

2 資金計画

貸付申請者の 氏名又は名称	総事業費	資金調達方法		
		農業改良資金	自己資金	その他
	円	円	円	円

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

3 個人別実施面積

番号	氏 名	実施面積	所要資金	摘 要
1				
2				
3				
4				
合計				

4 意 見

	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長 の意見欄		
市町村長 の意見欄		
農業改良普及所 長又は蚕業指導 所長の意見欄		

第2号様式(2)

事業計画書 (農家生活改善資金) (個人用)

1 総括表

借受者 氏名	生年月日	年 月 日	世帯主との 関係	家族員 構成	人 (内農業従事者 人)
おりのな 氏					

(注) 1 家族員の構成は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟妹何人」というように記入すること。
 2 「経営の概要」は、基幹的な経営部門の耕作面積、家畜飼養頭羽数、生産額等当該世帯の農業所得及び
 びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。
 2 事業計画

事業項目の種類

- (1) 生活合理化設備
 - ア 大燗熱利用温水装置
 - イ タンガス発生装置
 - ウ 改良便そう
 - エ ベーチカ
 - オ 地下食品貯蔵庫
 - カ 透明雪囲い
- (2) 住居利用方式改善
 - ア 複居室
 - イ 子供部屋
 - ウ 炊事場
 - エ 浴室
 - オ カキ
 - カ キ

改善を必要とする理由

施工方法 (該当事項を○で囲む。)
 (1) 自家労働又は共同によるもの
 (2) 大工等に依頼するもの
 施工予定
 (1) 着工 年 月 日
 (2) 竣工 年 月 日

工事内容

(電気、ガス、水道工事等)
(特定工事人の行なうもの)

資材購入費

(工事費を含む。)

合計額	円
上記の7割額	円

(注) 1 「(2)住居利用方式改善」は、該当事項が2以上ある場合には主要な事項1つを○で囲むこと。

2 「工事内容」は、面積、構造、仕上げの種類、設備の種類、数等を記入すること。

3 資金計画

総経費	資金調達方法			備考
	農業改良資金 円	自己資金 円	その他 円	

(注) 1 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

2 「備考」は、過去における住宅金融公庫資金の借入の有無等を記入すること。

4 意見

意見	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

第2号様式 (3)

事業計画書

(農家生活改善資金) (共同用)

1 総括表

借受者	ふりがな 代表者氏名		代表者の 家族員		人 (内農業 従事者 人)	代表者の経営概況
	生年月日	年 月 日	世帯主との 関係	柄		

(注) 1 家族員の構成は、「父、母、本人の妻又は夫、子何人、弟妹何人」というように記入すること。

2 「経営の概況」は、基幹的経営部門の耕作面積、家畜飼養頭羽数、生産額等当該経営の農業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事業の種類	改善を必要とする理由	施工着工		年 月
		予定	竣工	
家事共同化施設				
種 目 (該当事項を○で囲む。) (1) 共同炊事施設 (2) 共同洗濯施設 (3) 集団住宅用多目的生活共同施設	工事内容			工事費 (設備も含む。)

合計	円
上記の7割額	円

(注) 「工事内容」は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

3 資金計画	
総工費	資金 農業改良資金 円
	調達 自己資金 円
	方法 その他 円
	備考

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

4 利用計画

利用者の集団名称	利用戸数	管理責任者名	雇用従業員数	使用料についての規則	運営費の調達方法
利用方法					
その他					

5 意見

意見	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

6 添付書類

設計図、略仕様書、工事費内訳明細書、運営管理規約案(施設設置の目的、施設の名称、所在地、管理責任者、利用者の範囲、使用料、使用時間、維持管理の方法等を定めたもの)及び借受人名簿(代表者以外の借受人氏名、家族状況、経営の概況等を記載したもの)を添付すること。

第2号様式(4)

事業計画書

(農業後継者育成資金(部門経営開始資金))

1 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

--

2 自家経営の概況

経営主の氏名	
経営主の生年月日	
経営主の住所	
貸付申請者の氏名	
貸付申請者の生年月日	
貸付申請者と経営主との続柄	
経営主の経営概況	

(注) 「経営主の経営概況」は、経営主の基幹的経営部門につき耕作面積、家畜飼養頭羽数、生産額、農業所得及びその総所得に対する割合等を記入すること。

3 部門経営の事業計画

部門経営者	施行予定時期	実施規模	資材等の種類	数量	単価	金額	備考
					円		

(注) 1 「実施規模」には、実施面積、施設の規模等を明記すること。
 2 協業経営の場合には、その旨及び協業経営計画の概要を付記すること。

4 資金計画

総事業額 円	資金調達方法		備考
	農業改良資金 円	自己資金 円	

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

5 意見

意見	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

第3号様式

団体の概要

名称			
主たる事務所所在地	郡市	町村	大字番地
会員数			
事業の概要			
設立の時期	設立	年	月 日
役員の名	役名	(氏名)	
資産の概要及びその他の参考事項			

(注) 定款又は規約を添付すること。

第5号様式

農業改良資金貸付決定連絡書

年 月 日付け第 号をもって進達された農業改良資金の貸付けについては、下記のとおり決定したので連絡します。

年 月 日

所在地
市町村長

殿

地方農林振興局長

團

記

貸付決定番号	借受者の住所、氏名又は名称	資金の種類	貸付金額	償還期限	償還方法		連帯保証人	経由機関名(農協等)
					支払期日	金額		
			円	年月日	第1回 年月日	円		
					第2回 年月日	円		
					第3回 年月日	円		
					第4回 年月日	円		
					第5回 年月日	円	外人	
計		件	円					

第4号様式

農業改良資金貸付決定通知書

貸付決定番号

年 月 日付けをもって申請された農業改良資金の貸付けについては、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

借受者 住所
氏名又は名称
及び代表者氏名

殿

地方農林振興局長

團

記

資金の種類	
貸付申請者の住所	郡市 町村 大字 番地
貸付申請者の氏名又は名称	
貸付金額	円
償還期限	年 月 日
償還方法	支払期日 金額
	第1回 年月日 円
	第2回 年月日 円
	第3回 年月日 円
	第4回 年月日 円
	第5回 年月日 円
連帯保証人	外 名

第6号様式(裏面)

農業改良資金借用証書特約条項

(一時償還)

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下乙という。)は、鳥取県知事(以下甲という。)が次の各号の一に該当すると認め一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- 1 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- 2 乙がこの資金の借入れに際し又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- 3 乙が鳥取県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- 4 その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
- 5 乙が借入金により行なう部門経営の収支を明らかに帳簿の記載を行わず、又は当該経営に属する余裕金を自己の名義の預金口座以外に預託したとき。(部門経営開始資金貸付の場合に限る。)

(繰上償還)

第2条 乙の米麦その他の農産物の販売による収入があつた場合において、借入金の全部又は一部を弁済しても乙の経済に支障をきたさないと認め、貸付金の全部又は一部の繰上償還を請求したときは、乙は償還期限にかかわらず直ちに弁済する。

2 乙及び乙の保証人は、甲の要求に応じて米麦その他の農産物の販売による収入代金の代理受領を農業協同組合その他甲の指定する者に委任することを承諾する。

(報告)

第3条 乙は、甲の指示するところにしたい、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第4条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第5条 乙は、弁済期限又は一時償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の目までに支払うべき金額に対し百円につき一日三銭四厘の割合で計算した違約金を甲に支払う。

2 乙は、鳥取県農業改良資金貸付規則第14条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第6条 表記保証人は、この契約から生ずる一切の債務について保証の限度額の範囲内で乙と連帯して乙と保証人間の契約にかかわらずこれが履行の責を負う。

第7条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

第6号様式(表面)

収入印紙
貼付欄

貸付	番 号	
決定	年 月 日	年 月 日

農業改良資金借用証書

資金の種類	借受者の氏名 又は名称	住所	郡市	町村	大字	番地
借入金額	円	償還 年月日	及	償還期日	第1回	年月日 円
					第2回	年月日 円
					第3回	年月日 円
					第4回	年月日 円
					第5回	年月日 円

本日上記のとおり農業改良資金を借用いたしました。については鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項承知のうえ、借入金の償還及び支払は期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

鳥取県知事

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者名

上記資金の貸付けにつき、下名は鳥取県農業改良資金貸付規則及び裏面特約条項承知のうえ、保証の限度額の範囲内において借受者と連帯して債務の責に任じます。

連帯保証人	保証の限度額	氏 名	印	住 所
	円			郡市 町村 大字 番地
	円			
	円			
	円			
計	円			

- (注) 1 「資金の種類」欄には、技術導入資金、農家生活改善又は農業後継者育成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県農業改良資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。
2 「連帯保証人」の欄は、保証人の数が多く本紙に書ききれない場合は別紙に記載し添付すること。
3 「連帯保証人」の「印」の欄はそれぞれの保証人が印鑑証明を行なった印鑑を押捺すること。

第8号様式

農業改良資金償還金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 第 号
 年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号)の農業改良
 資金については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

申請者 住 所

氏名又は名称
 及び代表者氏名

殿

鳥取県知事

記

資金の種類		
借受者の氏名 又は名称		
借受金額		
当初の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円
変更後の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円

第7号様式

農業改良資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

住 所
 氏名又は名称
 及び代表者氏名

㊟

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号)の農業改
 良資金の貸付については、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

資金の種類		
借入者の氏名 又は名称		
借受金額		
当初の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円
変更後の償還方法	支 払 期 日	金 額
	第1回 年 月 日	円
	第2回 年 月 日	円
	第3回 年 月 日	円
	第4回 年 月 日	円
変更理由		

- (注) 1 「変更理由」欄には、災害、死亡、疾病、負傷等による状況を記入すること。
 2 それぞれの理由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。
 3 「資金の種類」欄には、技術導入資金、農家生活改善資金又は農業後継者育成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県農業改良資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。

告 示

鳥取県告示第五百七十四号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十八年十二月鳥取県告示第六百四十五号)の全部を次のように改正し、昭和三十九年十月二十日から施行する。

第一 技術導入資金

資金の種類 一大形ビニール栽培資金	貸付対象 塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム 防風網 木材 竹材	貸付けの相手方 農業者等	標準事業費の内訳 耕地一〇アールにつき 二〇〇、〇〇〇円 塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム 一〇二、六〇〇円 防風網 一〇、四〇〇円 木材 五七、六〇〇円 竹材 二九、四〇〇円	貸付申請時期 十月	貸付決定時期 十一月
----------------------	--	-----------------	---	--------------	---------------

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良資金貸付基準
鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)第十八条の規定による知事の定める貸付対象、貸付けの相手方、標準事業費の内訳、貸付申請時期及び貸付決定時期は、次のとおりとする。

第9号様式

農業改良資金償還金支払猶予決定連絡書

年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号)の農業改良資金については、下記のとおり償還金の支払の猶予を決定したので連絡します。

年 月 日

殿

鳥取県知事

聞

記

貸付決定番号	借付者氏名又は名称	資金の種類	貸付金額	猶予後の償還方法		当初の償還方法	
				支払期日	金額	支払期日	金額
				第1回 年 月 日	円	第1回 年 月 日	円
				第2回 年 月 日	円	第2回 年 月 日	円
				第3回 年 月 日	円	第3回 年 月 日	円
				第4回 年 月 日	円	第4回 年 月 日	円
				第5回 年 月 日	円	第5回 年 月 日	円

<p>六 チューリップ 優良品種導入資 金</p>	<p>種球(鳥取県の奨励する 優良品種)</p>	<p>農業者等</p>	<p>種球を植えつけるほ場一〇ア ールにつき 国内産種球にあつては (三万球) 一八〇、〇〇〇円 外国産種球にあつては(二万 五千球) 六二五、〇〇〇円</p>	<p>七月</p>	<p>八月</p>
<p>七 園芸作物かん 水技術改善資金</p>	<p>かん水装置用資材(チユ ープ、コック、継手、タ ンク、ポンプ)及びマル チング用資材(ポリエチ レンフィルム等)</p>	<p>五アール以上の野菜 又は草花の不時栽培を実 施する農業者又はその組 織する団体</p>	<p>耕地一〇アールにつき 八三、〇〇〇円 チューブ 八、〇〇〇円 コック 六、四〇〇円 継手 九、六〇〇円 タンク 二八、〇〇〇円 ポンプ 二四、〇〇〇円 ポリエチレンフィルム 六、八〇〇円</p>	<p>十月</p>	<p>十一月</p>
<p>八 屋外条桑育資 金</p>	<p>屋外条桑育設置資材</p>	<p>農業者等</p>	<p>施設一セットにつき パイプ蚕舎一〇号 一〇一、五〇〇円 チャンネル三号 八四、〇〇〇円 テントハウス 四一、五〇〇円</p>	<p>六月</p>	<p>七月</p>

<p>二 鶏ケージ飼育 資金</p>	<p>卵用鶏飼育用ケージ付属 器具 ケージ 給水器 給餌器</p>	<p>卵用鶏の平飼をする農業 者が集団的にケージ飼育 に改める場合その農業者 又はその組織する団体</p>	<p>卵用鶏一羽につき 二〇〇円 ケージ 一五〇円 給水器 二〇円 給餌器 三〇円</p>	<p>七月</p>	<p>八月</p>
<p>三 土じよう線虫 防除促進資金</p>	<p>殺線虫剤 (D-D、E.D.B、D BCP等)</p>	<p>病害虫防除所の検診を受 けて土じよう線虫の防除 を実施する農業者又はそ の組織する団体</p>	<p>畑一〇アールにつき D-D、E.D.B、DBCP 等二〇リットル 三、〇〇〇円</p>	<p>七月</p>	<p>八月</p>
<p>四 秋落水田等改 良資金</p>	<p>耕土培養法施行規則(昭 和二十八年農林省令第二 号)第一条に規定する資 材</p>	<p>耕土培養法(昭和二十七 年法律第二百三十五号) の定めるところにより行 なう耕土培養事業を施行 する農業者又はその組織 する団体</p>	<p>貸付けのつ度決定する。</p>	<p>六月</p>	<p>七月</p>
<p>五 桑園改植資金 及び桑園集団化 資金</p>	<p>桑園改植にあつては 桑苗 桑園集団化にあつては 桑苗 土じよう改良資材</p>	<p>農業者等</p>	<p>桑園一〇アールにつき 桑園改植にあつては 桑苗(六〇〇本) 九〇〇円 桑園集団化にあつては 桑苗(六〇〇本) 一三、七二五円 桑苗(六〇〇本) 一三、七二五円 土じよう改良資材 四、七二五円</p>	<p>十月</p>	<p>十一月</p>

第二 農家生活改善資金

資金の種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付申	貸付決
一 生活合理化設備資金	太陽熱利用温水装置を設置するために必要な資材	農業に従事している者であり、かつ、そのものの属する世帯の農業所得が当該世帯の総所得に対し相当高い割合を占めている者であつて、本資金の貸付けを受けることによつてその生活を改善する見込みがあると認められる者	八月	九月
二 住居利用方式改善資金	メタンガス発生装置を設置するために必要な資材 改良便所を設置するために必要な資材 壁ペーチカを設置するために必要な資材 地下食品貯蔵庫を設置するために必要な資材 透明雪囲いを設置するために必要な資材	建築資材費(電気、水道等特定の工事人でなければ施行できない部分の工事費を含む。)及び住居利用方式の改善上不可欠な家具類の購入費	八月	九月

九 露地ぶどう促成栽培資金	塩化ビニールフィルム 竹材 木材 針金	農業者等	樹園地一〇アールにつき 一六〇、〇〇〇円 塩化ビニールフィルム 一三二、二〇〇円 竹材 六、九三〇円 木材 三、三〇〇円 針金 一八、七〇〇円	六月	七月
十 くり優良品種導入資金	くり苗(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	樹園地一〇アールにつき くり苗(四二本) 四、二〇〇円	十月	十二月
十一 わさび新植資金	わさび苗(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	畑一〇アールにつき わさび苗(二万本) 一、二〇、〇〇〇円	九月	十月
十二 輸出用球根養成(ラジオラス)資金	種球(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	種球を植えつけるは場一〇アールにつき 七二、〇〇〇円	十月	十一月
十三 特殊還元土じよう改良資金	土じよう改良資材	特殊還元土じよう改良事業を施行する農業者又はその組織する団体	貸付けのついでに決定する。	六月	七月

三 家事共同化施設資金	共同炊事施設の設置に要する資金 共同洗濯施設の設置に要する資金 集団的に存在する住宅に居住する者の共同生活施設であつて多目的な用途に供されるものに要する資金	右の欄に掲げる者が組織する団体 " "	八月 八月 八月	九月 九月 九月
-------------	--	---------------------------	----------------	----------------

第三 農業後継者育成資金

資金の種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付申請時期	貸付決定時期
一 技術共同習得資金	種苗、家畜、資材、機械等の購入費、施設の設置等	農村青少年の組織する団体	八月	九月
二 部門経営始開資金	"	農業を主たる職業とし将来農業経営を事実的に承継する農村青年であつて、おおむね十八才以上三十才以下の者	八月	九月

告示

鳥取県告示第五百七十五号
鳥取県農業改良資金貸付規程 (昭和三十一年七月鳥取)

県告示第三百二十二号) は、廃止する。
昭和三十九年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価] 一部 月 二五〇円 (配送料共) 所 県